

公安委員会

平成28年度国家公安委員会・警察庁

平成28年4月14日

説明資料No. 1

交通安全業務計画（案）について

交通企画課

1 交通安全業務計画の作成

(1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

について定めるもの。

(2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

2 平成28年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画（案）概要

第1章 計画の目的及び実施の方針

交通安全対策基本法及び第10次交通安全基本計画に基づき、安全で快適な交通社会を実現することを目標として、本業務計画に記載した施策を推進する。

第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策

第1 道路交通環境の整備

第2 交通安全思想の普及徹底

第3 安全運転の確保

第4 道路交通秩序の維持

第5 高速道路における諸対策の推進

第6 救助・救急活動の充実

第7 被害者支援の推進

第8 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

第9 交通事故防止対策について国民の理解を深めるための情報発信等

第10 水上交通の安全

第3章 都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項

交通安全対策基本法第25条第3項に基づき都道府県が作成する都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項として、第2章に掲げる施策を都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策とした。

1 被害児童数の推移（図1）

- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は93人。平成20年の出会い系サイト規制法の改正（事業者の届出制、事業者の被害防止措置の義務化等の導入など）以降は大幅に減少。
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は1,652人。平成20年以降は増加傾向。

2 被害児童の状況

- 被害の多い罪種は、出会い系サイトに起因する事犯では、児童買春（43人、全体の46.2%）、コミュニティサイトに起因する事犯では、青少年保護育成条例違反（不純な性交等の禁止など）（699人、全体の42.3%）や児童ポルノ（507人、全体の30.7%）。（図2）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の方が、出会い系サイトに起因する被害児童と比べて低年齢層の割合が高い。（図3）
- ID交換掲示板及びミニメール型は継続して減少。一方で、複数交流型は増加傾向。チャット型は、平成27年上半期より減少したものの、被害児童数は依然として多い。（図4）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童で、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった被害児童は724人（94.8%）。（図5）

3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締り及び事業者に対する指導、警告の強化
- 出会い系サイト事業者に対する指導強化による売春組織の排除

(2) コミュニティサイト対策

- 被害児童の多いサイトにおける被害実態把握のための詳細調査の実施及び調査結果を踏まえた事業者対策の実施
- サイト事業者の規模、提供しているサービスの態様に応じた自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働き掛けの実施
 - ・ 利用規約等に照らしたサイト内監視の強化による環境浄化・整備
 - ・ 実効性あるゾーニング（携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用しサイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないようにする）の導入等による年齢確認の厳格化
- 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進
 - ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの更なる普及促進
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

(3) 補導活動及び取締りの推進

- サイバー補導の積極的推進
- インターネットを通じた児童被害に係る犯罪の取締りの推進
- サイバーパトロール等による警告、事業者への通報の実施